

▶ contents.

令和7年度 町政執行方針 ②

空き店舗バンク制度をはじめます ⑫

「妊婦のための支援給付」がはじまりました ⑮





令和7年度 町政執行方針

羽幌町長 森 淳

〈はじめに〉
昨今の社会情勢は急速な変化の中にあり、人口減少をはじめ、気候変動や物価高騰といった課題が顕在化しています。これらの課題は私たちの生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしており、今こそ地域の特性を生かした持続可能な発展を目指す必要があります。

昨年は地方創生の取組が始まってから10年の節目を迎え、これまで全国各地で交付金の活用などにより様々な取組が行われており、特色ある好事例が生まれている一方、これらが普遍化することなく人口減少や首都圏一極集中の流れを変えざるを得ないままに推移していると評されており、このことから国では、当面は人口・生産年齢人口が減少するという事態を正面から受け止めた上で人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくとし、「地方創生2・0」を起動させるとしています。本町においては、第2期羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和6年度

で終期となりますことから、新たに令和7年度から11年度までを期間とした第3期総合戦略を策定し、これまでの取組内容や課題を踏まえた上で、人口減少を和らげ将来にわたる活力ある地域社会の実現を目指すものであります。

さて、令和6年度は自ら手掛けました初めての予算を執行してきたところでありまして、住宅リフォーム事業の再開をはじめ福祉ハイヤー事業の拡充や学校給食費の負担軽減、中小企業特別融資制度資金に係る利子補給の拡充、さらには離島地区において移住定住の促進に係る住宅改修や定住誘引施設整備事業への支援など様々な取組を進めてまいりました。一方、天候複合施設の整備については、工法及び設計の変更を余儀なくされ、建設年度の度重なる延期をさせていただいてきましたが、先般の議会臨時会において工事請負契約締結の議決を経ましたことから令和9年度の完成へ向け建設工事を進めてまいります。

令和7年度においては、冒頭にも触れ

産業の振興

〈農業の振興〉

農業基盤の整備をはじめ、水田の有効利用や収益性の向上等を図るための事業に対する支援のほか、鳥獣による被害防止対策の実施など、生産者が安心安全な作物の生産に努め、意欲を持って営農できる環境の整備などを推進してまいります。また、新規就農や経営承継等への支援を行い、地域営農集団の育成を推進し、後継者や担い手の育成に努めるとともに、関係団体との連携による「るもい農業」のブランドづくりに取り組み、更には、老朽化の著しい羽幌ダム及び羽幌二股ダムの整備方向について、関係機関とともに検討を継続してまいります。

- 【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充
- 中山間地域等直接支払交付金事業
- 農業経営所得安定対策推進事業
- ◆ 有害鳥獣駆除対策事業
- 農業担い手対策事業
- 農業振興対策事業
- 基幹水利施設管理事業
- 水利施設管理強化事業
- 多面的機能支払事業
- 農業農村整備事業

〈漁業の振興〉

漁業基盤の整備をはじめ、漁業資源の増大を図るための事業などに対する支援のほか、トドなどによる被害防止対策と漁業経営体の経営強化の支援に努め、

意欲を持つて就業できる環境の整備などを推進してまいります。

また、後継者や担い手への支援を行い、水産業における人材の確保・育成に努めるとともに、外国人技能実習生等が働きやすい環境となるよう関係機関と連携してまいります。

- 【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充
- 刺網被害対策共同利用事業
- ◆ 漁業近代化資金利子補給事業
- 離島漁業再生支援交付金事業
- 海洋変化対策資金利子補給事業
- 漁業担い手支援事業
- 離島活性化事業
- 漁業雇用確保対策事業
- 外国人技能実習生受入支援事業

〈林業の振興〉

森林は、木材生産のほか、水源のかん養や災害防止、温暖化の防止など様々な機能を併せ持つており、この森林の持つ多面的機能が、将来に渡って持続的に発揮されるようにするため、森林所有者や森林組合が実施する計画的な間伐や造林等の森林整備等に対し、森林環境譲与税を活用しながら継続して支援し、地域材の利用促進や林業の振興に努めてまいります。

- 【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充
- 町有林管理事業
- ◆ 私有林等整備推進事業
- 民有林普及事業
- 豊かな森づくり推進事業
- 私有林等整備事業

ましたが、新たな地方創生の取組として国の戦略が最大限生かされ、町民生活や各産業活動の振興が図られることを期待し、以下、本町の最上位計画であります「第7次羽幌町総合振興計画」に掲げる基本目標ごとに主な取組を申し上げます。1つ目に「産業の振興」としまして、農業では農業生産基盤整備事業をはじめとする各種事業を継続し、漁業では海洋変化対策資金の利子補給事業を行うほか、漁業就業フェア出展の支援を行います。また、産業全般に係る担い手対策についても必要な支援を継続してまいります。

2つ目の「健全な行財政運営」は、国の交付金等を積極的に活用するとともに、ふるさと納税の強化により自主財源の確保に努め、さらには各種行政事務の効率化を図ってまいります。3つ目の「医療体制・介護・福祉施策の充実」は、老朽化している子ども発達支援センターの建て替えを進めるほか、各種予防接種費用の助成を継続します。また、医療体制の向上を図るため診療看護師研究資金等貸与制度を創設します。令和6年度に内容を拡充した保育士等修学資金貸付事業は継続し、町内施設に勤務する保育士等の確保に努めます。

4つ目の「文化・交流の振興」は、昨年1月に発生した能登半島地震により被災した姉妹都市である内灘町が、未だに完全な復興には至らず不自由な生活環境を強いられていることから、相手方の負担にならない範囲で可能な支援に

畜産業の振興

畜産基盤の整備に対する支援のほか、ゆとりある畜産経営に向けた対策の強化に努め、生産者が意欲を持って経営できる環境の整備などを推進してまいります。

また、新規就農や経営承継等への支援を行い、後継者や担い手の育成に努めるとともに、関係団体との連携による「るもい農業」のブランドづくりに取り組んでまいります。

- 【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充
- 中留萌酪農ヘルパー利用組合運営事業
- 農業担い手対策事業
- 離島活性化事業

〈商工業の振興〉

商工業の振興には、町内事業者の活力を生かすことが必要不可欠であることから、空き店舗バンクの創設や各助成制度の利用促進に向け、見直しを行います。積極的な事業展開や活動に対し、商工会や関係機関と連携を密にしながら、各種助成制度による支援を継続し、地域経済の活性化に取り組み、産業の振興並びに雇用環境の維持や定住促進に努めてまいります。

- 【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充
- 中小企業特別融資及び利子補給事業
- 企業振興促進事業
- 販路拡大支援事業
- 6次産業化推進事業
- 中小企業者持続化支援事業
- 人材育成支援事業
- 企業従業員住宅建設促進事業

努めてまいります。また、協定等を締結している自治体及び関係機関等との交流・連携を図ってまいります。

5つ目の「防災の充実」は、防災情報の確な発信のため、防災情報伝達システムの自動起動装置の更新を行うほか、発災時における被害状況把握のための災害対策用ドローンを導入します。また、避難所の開設に必要な災害備蓄品の整備も継続してまいります。

6つ目の「自然環境保全・土地利用の推進」は、羽幌町の環境を守る基本計画に基づき、海鳥をとりまく自然環境の保全など重点施策を推進するシーバードフレンドリープロジェクトの取組を支援します。また、平成20年に策定した羽幌町都市計画マスタープランは、20年とされる計画期間の終期を間近に控え、人口減少や高齢化の進行、中心市街地の空洞化など社会情勢が大きく変化していることから、見直しを進めるものであります。

7つ目の「生活環境の充実」は、空き家等の適切な管理及び活用を促進し町民の生活環境の保全を図るため、本町における空き家対策を推進するための条例を新たに制定し、公平性及客観性が求められる特定空家等の認定などを審議する協議会を設置するとともに次期空家等対策計画を策定し、危険家屋や空きビル対策をより積極的に進めてまいります。

次に、令和7年度の主な施策を項目別に申し上げます。

〈観光の振興〉

旅行者のニーズや観光市場の変化を的確に捉え、一人でも多くの方が安心して来町し、本町の魅力を味わっていただけるよう、観光協会をはじめとする関係事業所と広く連携しながら、地域に活力と潤いを与える事業を実施してまいります。

特に、本町観光の特色である離島観光においては、受入環境維持のため各種支援制度を継続し、インフルエンサーによる情報発信を図ります。

観光施設については、はぼろ温泉サンセットプラザをはじめ、各施設で必要な整備を行い、利用者の利便性向上を図ってまいります。

はぼろバラ園においては、町の財産である「バラ」を町民と共に育み、SDGsに配慮した栽培管理を行い、隣接するサンセットプラザと連携を密にし、道内でも数少ないバラ園をより多くの観光客や町民の皆様に親しまれるよう魅力発信に努めてまいります。

- 【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充
- はぼろ花火打上げ（観光協会）
- はぼろ秋まつり（観光協会）
- 離島観光振興事業（実行委員会）
- サンセットプラザ事業
- バラ園事業
- サンセットビーチ事業



〈雇用の創出〉

厳しい労働環境にある現状において、雇用促進助成制度などを継続するとともに、令和6年度に創設した奨学資金返還支援事業を推進し、町内事業者による雇用の拡大を図り、若年者の流出抑制や定住促進に努めてまいります。

また、季節労働者対策につきましては、近隣5町村で組織する「オロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会」が実施する事業を引き続き支援するなど、季節労働者の通年雇用化の促進を図ってまいります。

【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充

- 雇用促進支援事業
- 通年雇用促進支援事業
- 奨学資金返還支援事業

健全な行財政運営

〈行財政運営の健全化〉

多様な住民ニーズや懸案事項に対応するため、必要度や緊急度を的確に捉えながら、事務事業の計画的・効率的な執行に努めるとともに、ふるさと納税をはじめとする自主財源の確保に努め、健全な行財政を目指してまいります。

また、これまで、電算共同化やし尿処理など、事業に応じた広域による取組を進めてまいりましたが、今後も広域による事業実施が高い効果を生み出すと判断するものについては、積極的に推進してまいります。

- 【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充
- まちづくり応援寄附金推進事業
- 留萌地域電算共同化推進協議会事業
- 留萌中部連携事業
- 留萌中部3町村振興協議会事業

〈地域情報化の推進〉

広報広聴の充実

これまでに整備された高度無線環境やLINE公式アカウントなどのデジタル技術を活用し、行政情報の迅速で効率的な発信と町民意見の聴取、更には電子申請環境の整備などに努めてまいります。

【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充

- 行政情報の発信
- 町民意見の聴取
- LINE公式アカウントの利用促進
- 電子申請環境の整備



医療体制、介護・福祉施策の充実

〈医療体制の充実〉

医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師及び診療看護師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸し付け、医師の住環境を整備する事業を継続し、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担っていた道立天売・焼尻道立羽幌病院並びに道立天売・焼尻診療所の診療体制確保・機能充実に ついては、町民の皆様が安心できる医療体制の充実に向けて活動してまいります。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らすために確保しなければならぬ重要な体制でありますことから、留萌圏域の二次救急医療体制確保のための費用負担や、離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充

- ◆医師等確保対策（医師・診療看護師研究資金等貸与）事業
- 助産師看護師確保対策・修学資金貸付事業
- 二次救急医療体制確保事業
- 離島住民負担軽減助成事業

〈保健活動の充実〉

すこやか健康センターを拠点に保健師、管理栄養士、公認心理師それぞれが

【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充

- 健康づくり、介護予防、社会参加の推進
- 高齢者福祉ハイヤー助成事業
- 成年後見制度利用促進事業
- 機能維持向上（運動習慣・機能向上・外出機会向上）事業
- まるごと元気アップ教室事業
- ◆介護サービス基盤整備事業

〈障がい者福祉の充実〉

「第7期はばろ障がい福祉計画」に基づき、地域活動支援事業や基幹相談支援事業の実施を柱に、障がい者等の雇用及び自立の促進など、各支援施策の推進に取り組んでまいります。

【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充

- 障がい者自立支援事業
- 障がい者地域生活支援事業

〈社会保障の充実〉

国民健康保険並びに後期高齢者医療保険について、昨年12月にこれまでの保険証が廃止されマイナ保険証へと移行しました。保険加入者の誰もが安心して必要なときに必要な医療を受けられるよう、今後も丁寧で分かりやすい説明に努めるとともに、保険資格の管理及び保険給付など、町の役割を適切に担ってまいります。

専門性を生かしながら連携し、健康や発達に関する相談、栄養指導や食育活動を行い、町民の心身の健康に対する意識向上に努めてまいります。

令和7年度も、健診（検診）受診者等へ「オロちゃんカード」のポイントを付与する健康マイレージ事業を推進し、受診率と健康意識の向上に努めてまいります。また、特定年齢の方を対象に実施しているがん検診等を無料で受診できる体制を継続し、受診率の向上、病気の早期発見、結果に基づく保健指導を行い、医療費の抑制や健康寿命の延伸につなげるため、医療機関と連携して取り組んでまいります。乳幼児及び高齢者の疾病蔓延や重症化を防止するため、予防接種や健診等の実施体制の確保に努めるとともに、費用負担の軽減、妊産婦への費用助成を継続してまいります。

新たに帯状疱疹ワクチンが定期接種になりますことから、費用の助成を開始するほか、産後ケア事業や不妊治療助成事業を継続してまいります。

【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充

- 健康診査、保健指導、各種がん検診事業
- がん検診等（胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん・骨粗鬆症）推進事業
- 健康マイレージ事業
- 任意予防接種（おたふくかぜ・ロタウイルス・インフルエンザ）費用助成事業
- 妊産婦健康診査、妊産婦安心出産支援事業
- 総合健診受診率向上事業
- 産後ケア事業
- 不妊治療費等助成事業
- 帯状疱疹ワクチン定期接種事業

文化・交流の振興

〈地域交流の推進〉

関係自治体、各種学校及び事業所との連携体制を継続し、それぞれが有する人材や知識、技術をまちづくりに活用すべく、関係者相互による交流の推進に努めてまいります。

【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充

- 都市間連携事業
- 企業等連携事業
- 移住定住促進事業
- 地域魅力PR事業

〈国際交流の推進〉

国際交流事業を支援し、視野の広い人材の育成に努めてまいります。

【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充

- 国際交流支援事業



また、妊婦及び養育者支援として実施していました出産・子育て応援交付金事業は、令和7年度から妊産婦支援として、新たな給付事業を実施してまいります。老朽化が著しい子ども発達支援センターは建替事業に着手します。

【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充

- 子育て支援対策事業
- 天売保育施設運営事業
- 保育士等確保対策事業
- 子育て支援センター運営事業

また町内では慢性的な介護職員の人材不足が続いておりますことから、引き続き資格取得への助成を実施するとともに、新たに外国人技能実習生を受け入れる事業者に対する助成制度を創設し、人材の確保・育成を図ってまいります。

更には、地域包括支援センターの機能を強化し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門性を生かした相談・支援が深まるよう各種事業に取り組んでまいります。

防災の充実

〈防災体制の充実〉

全国各地において、これまで幾度となく大規模な自然災害が発生し、尊い命と貴重な財産を失っていることを踏まえ、避難所等の開設に必要とされる備品や食糧備蓄の整備を進めるとともに、防災訓練等を通じて防災知識の普及啓発に努め、防災に対する町民の意識の高揚を図ってまいります。

また、防災情報を迅速かつ確実に伝達するためのシステムの適切な運用と有効活用を図るとともに、災害情報をいち早く得るための防災力の強化及び充実に努め、安心して暮らせるための体制構築を進めてまいります。

- 【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充
- 防災資機材購入事業
- 防災情報伝達システム管理事業
- 全国瞬時警報システム管理事業
- 防災対策事業



自然環境保全・土地利用の推進

〈自然環境の保全〉

本町の雄大でかけがえのない自然を後世に引き継ぐため、「羽幌町の環境を守る基本計画」に基づき、北海道海鳥センターを拠点に普及・啓発に取り組むほか、町民有志による環境保護活動への支援など、地域の自然を守る活動を引き続き推進してまいります。

海鳥の保護対策については、海鳥繁殖地など、天売島特有の自然や生活環境を守るため、環境省をはじめ関係機関と連携・協力し、「人と海鳥の共生」に向けた取り組みを進めてまいります。

- 【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充
- 環境基本計画推進事業
- 希少野生動植物種保護増殖事業
- 天売海鳥保護対策事業

〈土地利用の推進〉

地籍調査につきましては、字高台・字上築・字曙・字築別炭砒を対象とした調査を予定し、調査の成果は土地の基礎資料として、課税の公平化や紛争の防止、その他多目的に活用してまいります。

- 【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充
- 地籍調査事業
- 都市計画マスタープランの見直し

〈自然エネルギーの推進〉

離島地区における貴重な自然環境を後世に引き継ぐため、環境に配慮した取組として電気自動車などの導入を支援してまいります。

羽幌地区においては、民間事業者による再生可能エネルギー発電設備について、条例に沿った適正な設置・運用を推進してまいります。

- 【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充
- 離島再生可能エネルギー推進事業
- 羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例に基づく規制及び監視

生活環境の充実

〈住環境の充実〉

町営住宅については、「羽幌町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替整備や補修等を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

空き家対策については、所有者等による管理を前提とした適切な管理を促すほか、空き家等の状態に応じた有効活用や解体に対する補助制度等を継続し、次期「羽幌町空家等対策計画」の策定及び推進に努めるとともに、課題となっている空きビルへの対応策について、具体的な検討を始めてまいります。

また、「住宅改修促進補助事業」を継続することにより、住宅の改修を促進し、快適で良好な住環境の整備等を推進してまいります。

【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充

- 公営住宅建設事業
- 公営住宅等施設管理事業
- 空家家対策事業
- 住宅改修促進補助事業

〈生活環境の充実〉

環境への負荷を軽減する循環型社会を形成するため、ごみの分別収集による資源リサイクルの促進及び減量化に引き続き取り組みほか、関係機関と協力し、不法投棄の防止に関する取り組みを継続してまいります。

また、地域住民のボランティアによる清掃活動や美化運動の実施など、今後も町民と行政が一体となり、清潔で住みよい環境の保持に努めてまいります。

産業廃棄物処理場の埋立超過については、適正化への取り組みを継続するほか、広域し尿処理については、関係町村と連携し、適切な処理や維持管理に努めてまいります。

都市公園や児童遊園地については、子どもたちが安心して遊べる環境を維持するため、遊具の更新や補修等を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

- 【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充
- 廃棄物収集処理事業
- 産業廃棄物埋立処理場適正化事業
- 衛生施設組合負担金事業
- 公園管理事業
- 児童遊園地管理事業

〈下水道の適正維持〉

下水を衛生的に処理するとともに、川や海の汚れを防ぎ、安心・安全で快適な生活を維持するため、施設及び設備機器については、維持管理を適切かつ効率的に行うほか、更新等を計画的に進めてまいります。

下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置に対する支援を継続し、環境衛生の向上に努めてまいります。

- 【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充
- 経営戦略策定業務
- 処理施設等設備更新事業
- 公共下水道ストックマネジメント計画に係る更新工事
- 公共下水道ストックマネジメント計画に係る実施設計業務
- 合併処理浄化槽設置事業補助金

〈むすびに〉

以上、令和7年度の町政執行に係る基本的な考えと主要施策を申し上げます。本年度は、任期の折り返しの年となりますが、山積する諸課題に一つひとつ丁寧に取り組み、健全な行財政運営に邁進してまいります。

引き続き、議員各位をはじめ、関係機関、そして町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

（令和7年3月11日第3回羽幌町議会定例会全文）

〈交通体系の充実〉

町民生活に重要な役割を担っている路線バスや町内循環バス等については、関係機関と連携し、より安全で効率的な運行を図られるよう、事業者への支援を継続してまいります。

特に、町内循環バス「ほととぎす」については、リアルタイムでバスの走行位置が確認できるシステムを導入し、利便性の向上と一層の利用促進に努めてまいります。

離島航路については、安全性や利便性の向上を図られるよう、関係機関と連携し、事業者への支援を継続してまいります。町道は、町民生活や産業活動に欠かすことのできない社会基盤として、適切な維持管理に努め、機能向上を図るための改良を行ってまいります。

橋梁につきましては、「羽幌町橋梁長寿命化修繕計画」により損傷度や路線の重要性を踏まえた補修を行うとともに定期的な点検を実施してまいります。また、冬期間の積雪に対しましては、道路状況の確認と適切な除排雪の実施により道路網の安全確保に努めてまいります。

羽幌港につきましては、静穏度及び利便性の向上による機能的な港を目指し、国や関係機関との協議を重ね、国直轄事業等による整備を継続し、離島との交流及び漁業の拠点など重要な役割を担う港湾として、施設機能の強化を進めてまいります。

休止港である天売港、焼尻港についても、利用者の安全確保や利便性向上を図るとともに、適切な維持管理に努めてまいります。



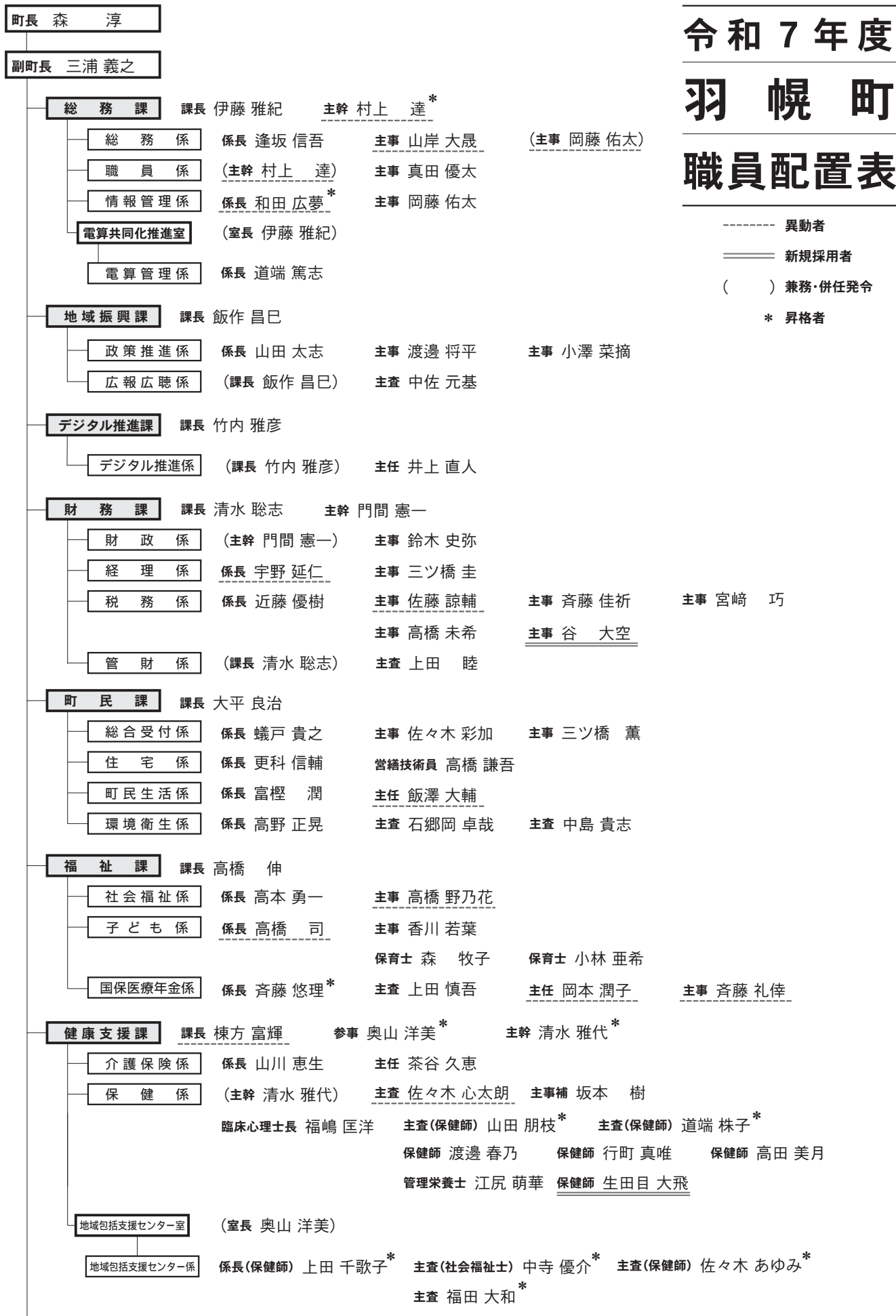
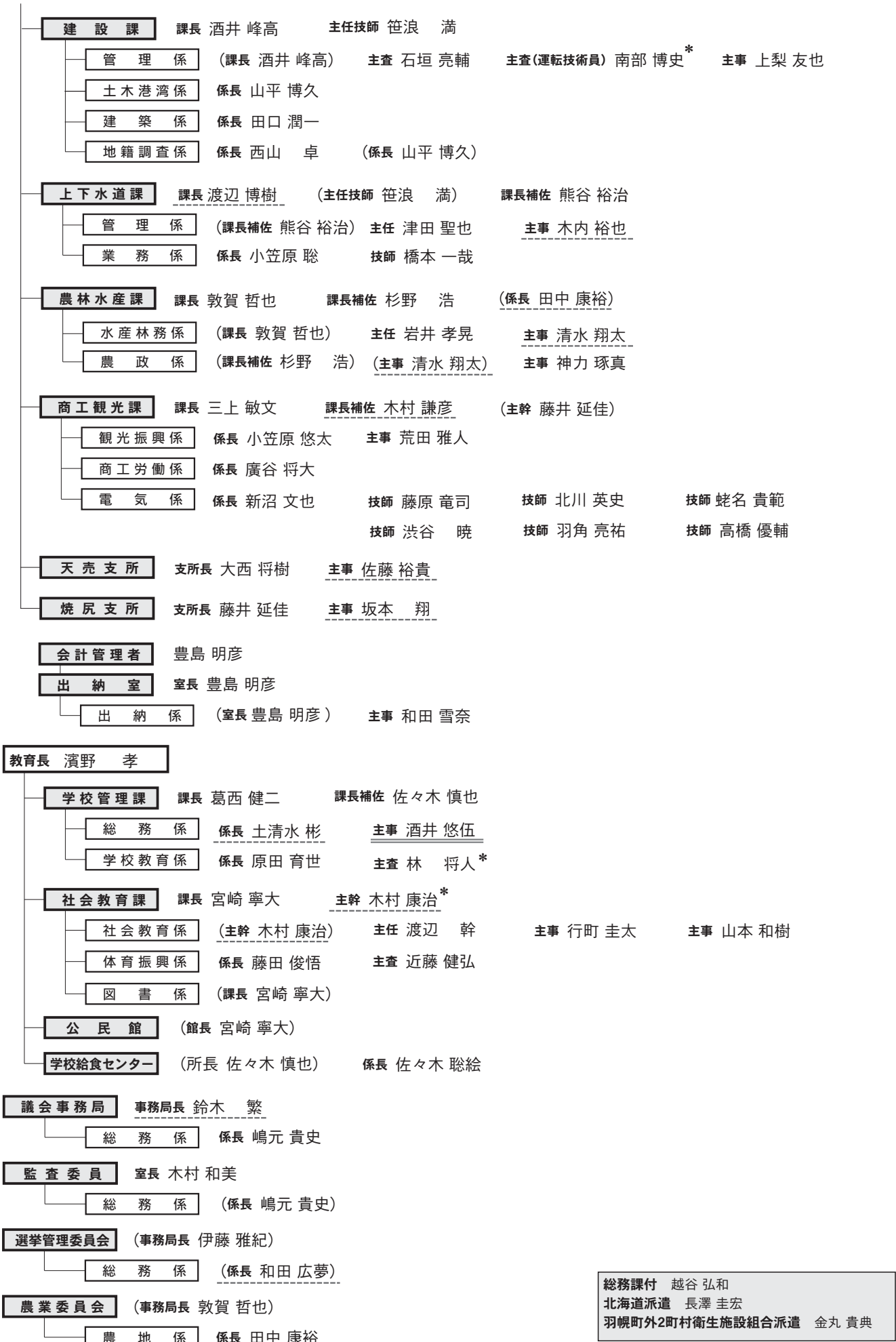
【主な事業】 □新規 ■継続 ◆拡充

- 地方バス路線維持費補助事業
- 循環バス運行事業
- 離島航路運航・運賃・欠損補助事業
- 道路改良事業
- 橋梁長寿命化事業
- 国直轄港湾整備事業
- 港湾施設管理事業

〈防犯対策の充実〉

防犯対策については、関係機関と連携を図るとともに、防犯灯灯具を現行より照度の高いLED機器へ計画的に改修するなど防犯灯の適正管理を継続し、犯罪のない住みよいまちづくりを目指してまいります。

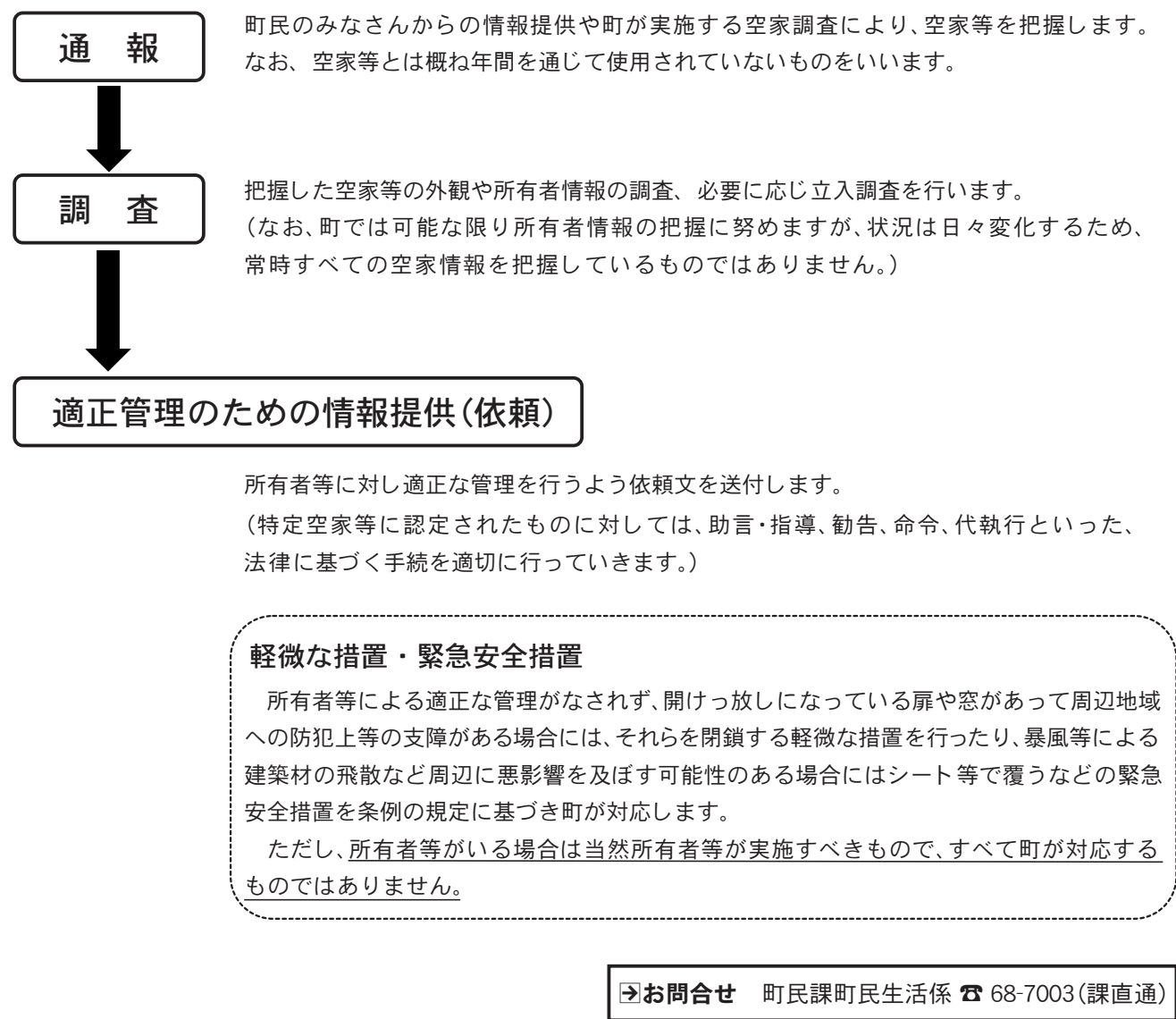
また、犯罪被害に遭われた方やその家族や遺族への支援を総合的に推進するため犯罪被害者等の支援に特化した条例を新たに定めるほか、犯罪被害者等見舞金制度を創設し、犯罪被害による経済的負担の軽減を図るなど、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指してまいります。



令和7年度 羽幌町 職員配置表

----- 異動者
===== 新規採用者
() 兼務・併任発令
* 昇格者

適正に管理がなされていない空家等の所有者等に対し町が行うこと

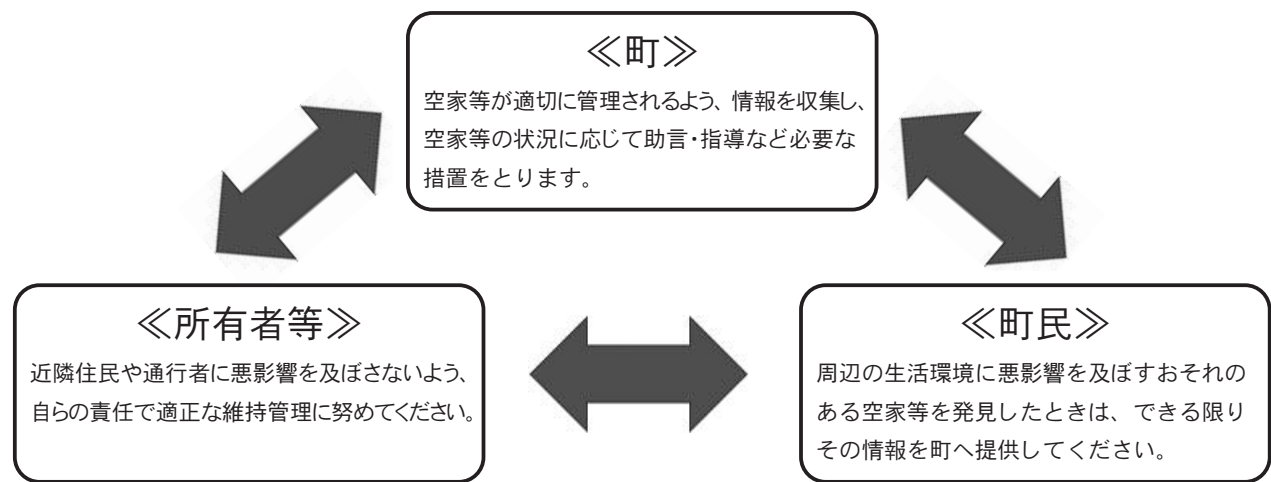


～空家の所有者等には管理責任があります～

「羽幌町空家等対策の推進に関する条例」を制定しました

近年、人口減少や高齢化の進展に伴って全国的に空家等が増加しており、そのなかでも所有者等によって適切な管理が行われず、公衆衛生や景観の悪化等、地域住民の生活環境に深刻な悪影響を及ぼしている空家等(空家やその敷地など)が問題となっています。このことは羽幌町においても例外ではなく、年々、近隣の空家等の各種問題について寄せられる声が多くなっている現状にあります。

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法に定められているもの以外に、羽幌町における独自に決まりを定めることで、「良好な生活環境の保全」や「町民が安全安心に暮らせるまちづくり」の推進を図ることを目的として制定したものです。



所有者等の責務

空家等の管理は、所有者(または管理者)の責務です。

空家等は個人の財産ですので、管理が適切に行われていないことによって、万が一、他人に損害を与えたときは、損害賠償などの管理責任が問われる可能性があります。

また、特定空家等(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にある空家等のことをいいます)として認定された場合は、法の定めに従って、所有者等やその空家等に対して不利益な処分が下される場合もあります。

空家等の所有者等は、近隣住民や通行者に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任で適正な維持管理に努めていただきますようお願いします。

《実際にあった町への問い合わせ事例》

「隣接する空家の屋根からの落雪で住宅が壊されそう。役場で雪を取り除いてほしい。空家の所有者は誰かわからない。」

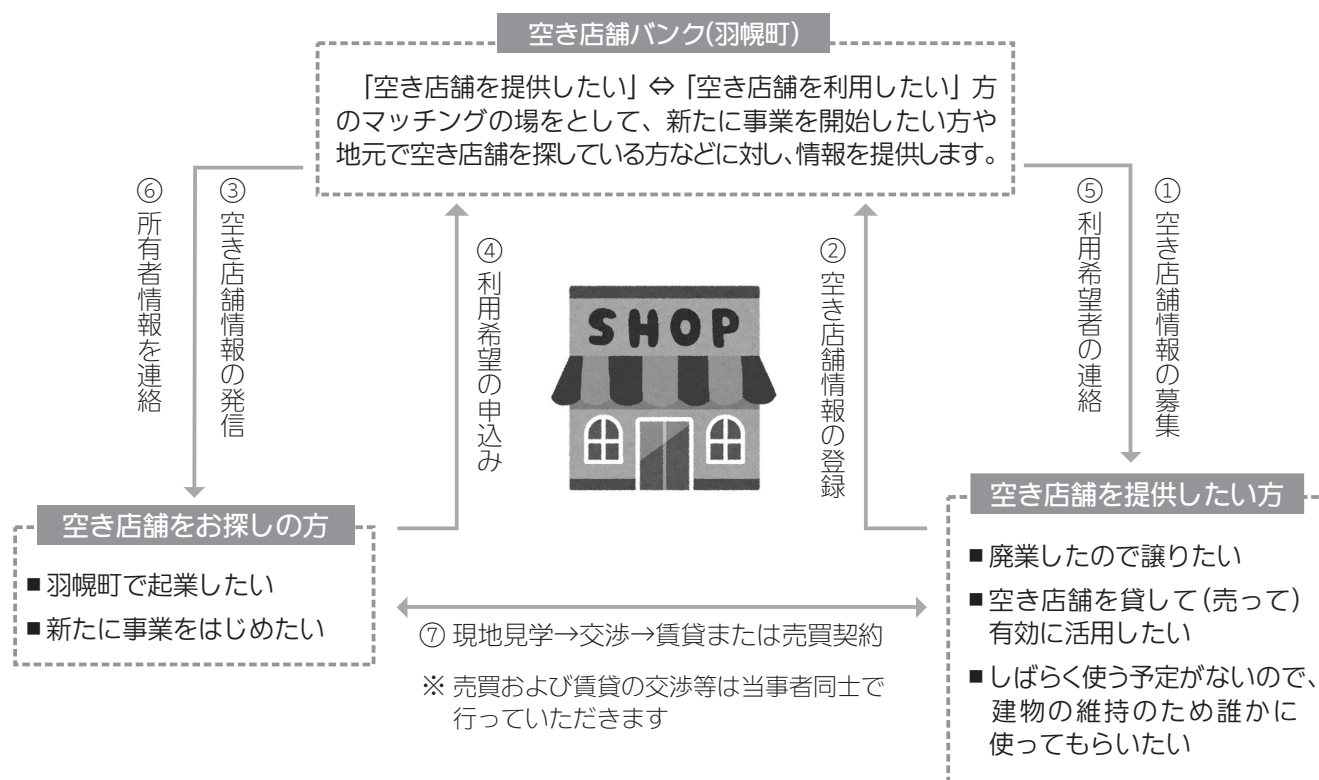
このような事例が起きても、町(役場)では雪を取り除くなどの対応はできません。

あくまで当事者同士で解決するしか方法はありませんので、空家の所有者に対しすぐに連絡できるよう、日頃から連絡先を把握しておきましょう(隣近所の方が転出されて空家になることが予想される場合は関係者から聴き取りしておきましょう)。

※ 町が所有者を調査するためには相当な時間を要する場合があります

空き店舗バンク制度をはじめます

町では、産業振興、企業誘致を図ることを目的に、「空き店舗バンク制度」を開始します。
町内にある空き店舗の情報を、空き店舗を探している方に提供することで、空き店舗の有効活用を促進します。物件を他の方に「譲りたい、貸したい」という方は、物件の登録をお願いします。



■ この制度における「空き店舗」とは？

個人または法人が町内で商業用等に使用することを目的として建築したものの、現在使用していない(近く使用しなくなる予定のものを含む)建物およびその敷地のことをいいます(賃貸や分譲などを目的とする建物や土地は除きます)。

□ 登録ができないもの

- ① 老朽化が著しいものまたは大規模な修繕が必要なもの
- ② 所有者が暴力団員またはそれらと密接な関係にあるもの
- ③ 町長が適当でないと認めたもの

■ 空き店舗バンクに登録された情報はどこで見れるの？

町ホームページで物件の写真や面積など随時公開します。
また、商工労働係でもご覧いただけます。

■ 空き店舗バンク登録後の抹消について

次の事項が判明した場合は登録を抹消します。

- ① 空き店舗の所有者その他の権利に移動があったとき
- ② 空き店舗の登録内容に虚偽があったとき
- ③ 空き店舗の賃貸または売却が決定したとき
- ④ 所有者から登録取消しの申し出があったとき

■ トラブルの防止

契約交渉のトラブルを防止するため、不動産取引を行う北海道宅地建物取引業協会に協力を依頼することができます。希望される場合は、商工労働係までご相談ください。

➡ **お問合せ** 空き店舗に関すること： 商工観光課商工労働係 ☎ 68-7007(課直通)
空き家、空き地に関すること： 町民課町民生活係 ☎ 68-7003(課直通)

空き店舗活用事業をご活用ください

空き店舗活用事業は、町内の空き店舗の解消、空き店舗の有効活用による産業振興、企業誘致を目的として、空き店舗を活用して新たに店舗等を開設しようとする方に補助金を交付し支援する制度です。この度、事業の見直しにより利用しやすくなりましたので、ぜひご活用ください。

■ 空き店舗とは？

次の条件を全て満たす施設となります。

- ① 過去に事務所又は商業用に使用されていた施設で、営業終了後1年以上経過しているもの
- ② 1階に店舗部分を有しているもの
- ③ 賃貸を目的に建設された施設でないもの

■ 対象要件

- ① 町内の空き店舗を活用して新たに店舗等を開設しようとする方（賃貸を目的とするものを除く）で、新規に事業を開始する方および中小企業者等であること（ただし、事業開始後3年以上同店舗での事業継続が見込まれること）
- ② 空き店舗を取得または貸借を開始した日から1年以内に店舗の改修等に着手すること
- ③ 店舗の所有者が配偶者または2親等以内の親族ではないこと
（法人で営業する場合は、役員およびその役員の2親等以内の親族ではないこと）
- ④ 空き店舗への移転等により既に所有している店舗等を空き店舗にしないこと

■ 補助対象になる経費

- 外装工事、内装工事、設備（水道、電気、ガス、空調）工事に要した費用
- 屋外広告物の製作および設置に要した費用
- 住宅併用の店舗については、店舗部分の改修に要した費用

なお、次の費用は補助対象になりません

- ・ 土地、建物の購入費
- ・ 備品および機器の設置費
- ・ 消防用設備など法令で設置が義務付けられている設備の改修費



■ 補助内容

補 助 率：補助対象経費の3分の1以内

補助限度額：200万円（町外建設事業者が施工する場合は150万円）

交 付 条 件：補助対象経費の総額が50万円以上であるもの

その他詳細および手続きにつきましては町ホームページをご覧ください。

こちらからご覧いただけます ⇒



➡お問い合わせ 商工観光課商工労働係 ☎ 68-7007（課直通）

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

次に該当する方は児童扶養手当や特別児童扶養手当が支給されます。
手当を受けるには手続きが必要となりますので、詳しくはお問合せください。
なお、既に受給されている方につきましても、8月に現況届、所得状況届を忘れずご提出ください。



児童扶養手当

◆ … 身の回りの世話や教育など、児童の生活について社会通念必要とされる監督・保護を行うこと

■ 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する方（祖父母等）。

- 父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童、父または母が一定程度の障がいの状態にある児童、父または母の生死が明らかでない児童などを監護等している必要があります。

ただし、支給対象者等の所得が次の所得制限限度額を超える場合は支給されません。

扶養親族等の人数	手当を請求する人(本人)の所得制限限度額		扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者の所得制限限度額
	全部支給	一部支給	
0人	690,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
1人	1,070,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
2人	1,450,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円
以降1人につき	380,000 円 加算		

■ 支給額

区分	全部支給(月額)	一部支給(月額) ※ 所得に応じて変動
児童1人目	46,690 円	46,680円～11,010円
児童2人目以降の加算額	11,030 円	11,020円～5,520円

特別児童扶養手当

■ 支給対象者

20歳未満で心身に障がいがあり、次のいずれかに該当する児童を養育している方。

- 知的発達または精神に障がいがある児童（療育手帳所持の場合はAまたはB判定程度）
- 身体に障がいのある児童（身体障害者手帳所持の場合は1～4級。ただし4級は一部該当）

ただし、支給対象者等の所得が次の所得制限限度額を超える場合は支給されません。

扶養親族の数	支給対象者の所得制限限度額	支給対象者の配偶者および扶養義務者の所得制限限度額
0人	4,596,000 円	6,287,000 円
1人	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	5,356,000 円	6,749,000 円
以降1人につき	380,000 円 加算	213,000 円 加算

■ 支給額

区分	手当月額
1級	56,800 円
2級	37,830 円

☎ お問合せ

福祉課子ども係 ☎ 68-7004（課直通）

「妊婦のための支援給付」がはじまりました

子ども・子育て支援法が改正され、従来の「出産・子育て応援給付金（出産・子育て応援ギフト）」は、令和7年4月から「妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）」に変わりました。

妊婦支援給付金の受給には、町に申請および届出が必要です。

☆ 支給額

妊婦支援給付金（1回目）：妊娠の届出後に 5 万円

妊婦支援給付金（2回目）：胎児の数 × 5 万円

☆ 対象者

町内に在住する妊婦の方



☆ 受給するまでの流れ

- （1）妊娠の届出の際に、申請書を町に提出
- （2）町が妊娠の事実を確認し、妊娠給付認定通知書を送付
- （3）町から妊婦へ妊婦支援給付金（1回目）を支給
- （4）出産予定日の8週間前の日から出産後に胎児の数の届出書を役場に提出
- （5）町から妊婦へ妊婦支援給付金（2回目）を支給

注意事項

- 申請書を役場に提出する前に、必ず産科医療機関等を受診してください。（医師等による胎児心拍の確認がなければ、妊婦給付認定ができません）
- 申請書を提出する際に、市町村や医療機関等が把握した情報について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意していただく必要があります。
- 次の場合、妊婦支援給付金（1回目）は支給されません。
 - ・ 既に市町村から出産応援ギフト（妊娠の届出時に支給される給付金）を支給されている場合
 - ・ 他市町村から既に妊婦支援給付金（1回目）を支給されている場合
- 妊婦給付認定を受けた妊婦が、胎児の数の届出書を提出する前に他市町村に転出した場合は、妊婦給付認定を取り消します。妊婦支援給付金を受けるためには、転出先の市町村に申請書等を提出してください。
- 流産、死産、人工妊娠中絶をした妊婦も対象となります。ただし、妊娠の届出および申請書提出前に流産、死産、人工妊娠中絶となった場合、妊娠の事実を確認するため、産科医療機関等が発行する診断書が必要になります。
- 妊婦支援給付金を受給できるのは、妊婦のための、妊婦名義の口座に支給します。（こども名義やその他の養育者名義の口座には支給できません）

☎ お問合せ 福祉課子ども係 ☎ 68-7004（課直通）

児童手当に係る申請書類の提出について

令和6年度の児童手当制度改正により、児童手当の支給対象は高校生年代までですが、大学生年代の子については、受給者がその子を養育している場合に限り、多子加算（第3子加算）の対象となります。現在、4月以降も継続して多子加算適用を受けるためには、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

☆ 対象者 次の3つ全てに該当する方

- （1）羽幌町から児童手当を受給しており、大学生年代を含めて3人以上の児童を養育している方
 - （2）平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた子、または令和7年3月に卒業した短大・専門学校生等（22歳の誕生日後の最初の3月31日より前に卒業）の子がいる方
 - （3）令和7年4月以降も引き続き（2）の児童を養育し生計費を負担する方
- ※ 就職等で児童が独立して生計を維持している場合は対象外

☆ 申請に必要なもの

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書
 - ・ マイナンバーがわかるもの
 - ・ 大学生年代の児童への送金記録など、生計費の負担状況がわかるもの
- ※ 確認書に疑義が生じた場合のみ必要

申請書は町ホームページからダウンロードできます



☎ お問合せ 福祉課子ども係 ☎ 68-7004（課直通）

～犯罪等の被害にあわれた方々の安全・安心な暮らしの実現のために～

「羽幌町犯罪被害者等支援条例」を制定しました

誰もある日突然、犯罪被害者やその家族・遺族（犯罪被害者等）になるおそれがあります。犯罪に巻き込まれた犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害にとどまらず、被害後に受ける精神的な苦痛や経済的な損失等の二次的被害に苦しめられ、事件前の生活を取り戻せないようなケースも発生しています。

誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現には、犯罪被害者等に対する適切な支援が必要です。

町では、犯罪被害者等の被害の回復と軽減を図り、安全で安心な暮らしができる地域社会の実現を目指すため、令和7年4月に羽幌町犯罪被害者等支援条例を制定しました。

条例の概要

【基本理念】

犯罪被害者等の支援は、次の基本理念に基づき行います。

- 犯罪被害者等の個人の尊厳を尊重すること
- 犯罪被害者等の置かれている状況及び二次的被害が生じないよう配慮すること
- 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること

【町の責務】

基本理念に則り、関係機関等と相互に連携を図りながら犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するものとします。

【町民等・事業者の責務】

基本理念に則り、犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町および関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。

また、事業者は、犯罪被害者等の就労に十分に配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとします。

主な施策

町では、「相談及び情報の提供等」「日常生活の支援」「居住の安定」「安全の確保」「町民等及び事業者の理解の促進」等の施策を行うほか、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金を支給します。

【見舞金支給額】

- 遺族見舞金 30万円

犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者のご遺族に支給します。

- 重傷病見舞金 10万円

犯罪行為により受けた心身の負傷又は疾病であって、その療養に要する期間が1月以上であると医師により診断された犯罪被害者に支給します。

※ いずれも当該犯罪被害発生時に町民であった方を対象とします

【相談窓口】

羽幌町役場 町民課町民生活係

〒078-4198 北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1

☎ 68-7003(課直通) / FAX 62-3206

E-mail: c-seikatsu(アットマーク)town.haboro.lg.jp

※ 迷惑メール対策のため、返信の際は「(アットマーク)」を「@」に返還してください

☎ お問合せ 町民課町民生活係 ☎ 68-7003(課直通)

天売火葬場の廃止に伴い霊柩輸送費等を補助します

天売火葬場は、昭和54年12月の建設以来45年が経過しており、施設の老朽化等による大規模な修繕が必要なほか、平成26年5月以降火葬の実績がない等の理由から、今後、施設を維持していくことが困難であるため、令和7年3月31日をもって廃止しました。これに伴い、4月以降天売島民が島内で亡くなられた場合、島外で火葬を執り行うために必要な経費の一部を補助します。

- **対象者** 天売に住所を有し島内で死亡した方と同居する親族または火葬の許可を受けた者
- **対象経費**
 - 霊柩の海上輸送費
 - 対象者が火葬を執り行うために要したフェリー料金
 - 対象者が火葬を執り行うために要した宿泊費(食事代を除く)
- **補助金額**
 - 海上輸送費 … 車両航送運賃の実費額
 - フェリー料金 … 天売と羽幌の間の1往復分の2等旅客運賃(離島住民旅客運賃割引証を利用しない場合であっても離島住民旅客運賃割引証を利用した金額)の全額
 - 宿泊費 … 2泊を限度に1泊につき5,000円を上限とした宿泊施設利用額(ただし、火葬実施日翌日の離島航路が荒天等で欠航し、帰宅できなかった場合に限り延泊日数分の宿泊費を含む)

☎お問合せ 町民課環境衛生係 ☎ 68-7003

キャッシュレス決済を導入しました

町民課総合受付係や天売・焼尻支所、すこやか健康センター、中央公民館、総合体育館では、手数料や利用料などの支払いでキャッシュレス決済ができるようになりました。

■ 利用できる窓口・対象となる手数料など

【町民課総合受付係・天売支所・焼尻支所】

- ・ 住民票の写し、戸籍の謄・抄本、各種証明書の交付手数料 等

【すこやか健康センター】

- ・ 集団検診負担金、にじいろ利用料 等

【中央公民館】

- ・ 公民館使用料 等

【総合体育館】

- ・ 体育館、体育施設使用料 等



注意事項

1. クレジットカードでの支払いは、一括払いのみとなります。
2. 電子マネーのチャージ(入金)はできません。
3. 現金とキャッシュレス決済の併用はできません。
4. レシート(領収書)は発行できませんので、必要な場合は、現金でお支払いください。

■ 利用できるキャッシュレス決済の種類

クレジットカード / 電子マネー / QRコード
〈決済ブランド一覧〉



☎お問合せ

デジタル推進課デジタル推進係 ☎ 68-7040(課直通)

虫歯予防とフッ素塗布 文＝ 渡邊 春乃（保健師）



子どもの歯は、大人の歯（永久歯）に比べて、表面のエナメル質が薄く虫歯になりやすいです。

虫歯になるメカニズム

口の中の虫歯菌（ミュータンス菌）が糖分を利用してプラーク（歯垢）をつくり、そこに細菌が集まって歯のエナメル質を溶かす酸を作り出します。酸によって歯が溶けてしまい、穴が開いたり、黒い色がつくことで虫歯となります。プラークを作らせない・長時間プラークを歯に付着させないことが虫歯予防には重要です。

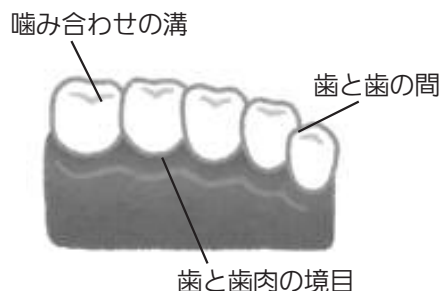
虫歯を防ぐ5つのポイント

① 食べたら歯磨きの習慣をつける

外出先などすぐに歯磨きが出来ない場合は、食後に口をゆすぐことも工夫の一つです。

② 磨き残しの多い箇所に注意！

- ・ 8～9歳頃までは仕上げ磨きで磨き残しをなくしましょう。
- ・ 歯磨き粉に含まれるフッ素の量は使用する年齢によって違います。パッケージの対象年齢をチェックしましょう。

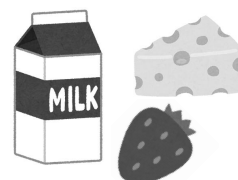


③ 良く噛んで食べる

唾液の量が増えて虫歯を予防してくれます。

④ お菓子のだらだら食べをしない

特にチョコやジュースなどは虫歯の原因となる砂糖が多く入っています。だらだら食べは口の中に糖分が長くとどまります。食べる時間・量を決めましょう。おやつにはチーズや果物、牛乳など砂糖が少ないものがお勧めです。



⑤ 定期的な歯科検診を受ける

歯磨きがしっかり出来ているかの確認だけでなく、磨き残しの汚れなども綺麗に落としてくれます。

乳幼児のフッ素塗布は自己負担が0円で受けられます

対 象	町内に住所がある1歳から就学前の子ども（対象者には受診券を送付します）
実施回数	年3回（1年を3つに区切っており、各期間1回ずつ受けられます）
内 容	歯科検診、フッ素塗布及び歯科指導
料 金	無料（治療に係る費用は別途医療保険適応の自己負担となります）



文化・芸術・スポーツの分野での活躍に対する各賞

受賞おめでとうございます

令和6年度の羽幌町青少年文化賞スポーツ賞、羽幌町文化協会賞および羽幌町スポーツ協会スポーツ賞の受賞者が決定しましたので紹介します。

なお、顕彰式は3月6日、中央公民館に町と各協会との共催で行いました。

※ 学校名・学年は表彰時のものです

羽幌町青少年文化賞スポーツ賞

青少年文化賞

かみなが
神 永 みそら さん
(羽幌中学校2年)



青少年文化奨励賞

ふくしま このか
福 嶋 樹 香 さん
(羽幌中学校1年)

ささき むぎ
佐々木 麦 さん
(羽幌中学校3年)

とがし あらた
富 樫 新 さん
(羽幌中学校3年)

たかはし しんた
高 橋 晨 太 さん
(羽幌中学校3年)

みうら はると
三 浦 遥 斗 さん
(天売中学校3年)

みうら こうが
三 浦 凰 我 さん
(天売中学校3年)

さいとう なごむ
斉 藤 和 さん
(焼尻中学校3年)

はちや りゅうと
八 谷 隆 斗 さん
(羽幌高校3年)

青少年スポーツ奨励賞

羽幌フェニックスミドル

羽幌高校ラグビー部

えんどう こはく
遠 藤 琥 珀 さん
(羽幌高校3年)

羽幌町文化協会賞

功労賞

いとう てつこ
伊 藤 哲 子 さん
(羽幌町こきりこ唄保存会)

奨励賞(青少年)

せきぐち りお
関 口 莉 央 さん
(羽幌中学校2年)

羽幌町スポーツ協会スポーツ賞

スポーツ奨励賞(青少年)

ますだ こたろう
益 田 琥 汰 朗 さん
(羽幌高校3年)

中央公民館
図書室だより

books.

【開館時間】 10時00分～17時00分
【電話】 0164-62-1178 (中央公民館内)



(新刊や蔵書は
羽幌町ホームページで検索できます)



◇◇◇ あたらしい本 ◇◇◇

一般書

禁忌の子 We were born 山口 未桜 著

吸う被告人 前川 裕 著

ただ君に幸あらんことを ニシダ 著

にゃんこ関西弁辞典 西川 清史 著

かぎ針編みのガールズニットこもの
ブティック社出版(レディブティックシリーズ)

児童書

歴史と今がわかる!世界のお金図鑑 1 アジア・オセアニア
宮路 秀作 監修

新井紀子の読解カトレーニング 新井 紀子 著

子ねずみウォルターはのんびりや
マージョリー・フラック 作・絵、おびかゆうこ 訳

どこ?うちのなかでさがしもの 山形 明美 作

にくのくいーん はらべこめがね 作

◇◇◇ 今月のおすすめ図書 ◇◇◇



ロイヤルホストで夜まで語りたい
朝日新聞出版編
青木 さやか 著 ほか

ロイヤルホストは、いつもそこに
いてくれた。
朝井リョウ、柚木麻子などの17人の
豪華執筆陣による、“ロイヤルホスト愛”
でいっぱいのエッセイアンソロジー。
藤井隆と、ハリセンボンの近藤春菜・
箕輪はるかの鼎談も収録。

点滴を受けるミニチュア
シュナウザーのゴエモン君、
集中治療室にうづくまる老犬
メイプルちゃん…。飼い主の
声に耳をすませば、かけがえ
のない命の物語が聞こえ…。
京都の「上京どうぶつ病院」
の1日を写真で紹介する。



はたらく動物病院
吉田 亮人 写真、矢萩 多聞 文

キラキラ



掲載希望の3才くらいまでの
お子さんを募集中!
詳しくはお問合せください。

応募待ってるオロ!
QRコードから直接
申込みできるオロ!



地域振興課広報聴係
☎ 0164-68-7013 (課直通)
✉ c-kouhou@town.haboro.lg.jp

図書室カレンダー

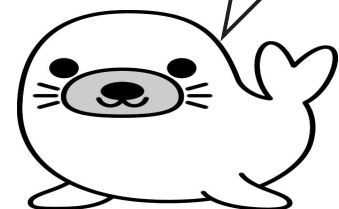
4月						
日	月	火	水	木	金	土
					11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17

○印は「図書室がお休み」の日です
☆印は「あざらしおはなし会」の日です



えほんをよんだり
おんがくをやるよ!
あそびにきてね!



日時: 5月10日(土)
14時00分 から
場所: 中央公民館2階ロビー
(図書室横)



まちの出来事

from.
photoclip

3月 | MARCH

1 羽幌町商工会女性部から、4月に入学する新1年生に向けて交通安全「愛の鈴」が寄贈されました。この鈴は、新1年生が交通事故に遭わないよう願いを込めて手作りのもので、毎年贈られています。(3/1)

3 「第39回全道中学生の税をテーマとしたポスター展」(北海道主催)で羽幌中学校の高木瑞生さん(写真左)、神永みそらさん(写真中央)の作品が留萌振興局長賞を受賞しました。また、羽幌中学校が北海道知事奨励賞(学校賞)に選ばれ、生徒会長の鉢呂蓮汰さん(写真右)に表彰状が手渡されました。(3/3)

5 有限会社広栄重機から、4月に入学する新1年生にと文房具セットのプレゼントがありました。(3/26)

2 令和6年度「絆づくりメッセージコンクール」(北海道主催)で天売中学校の三浦遥斗さんが写真メッセージの部で全道最優秀賞に選ばれました。(3/14)

4 町内の各学校で卒業式が行われ、羽幌小学校45名、天売小学校4名、羽幌中学校39名、天売中学校4名、焼尻中学校1名、羽幌高校36名、天売高校4名の児童生徒がそれぞれの学び舎を後にしました。

※ 写真は羽幌高校卒業式(3/1)

6 犯罪被害者等支援条例が令和7年4月1日に施行となることを受け、羽幌町、苫前町および初山別村と羽幌警察署が「犯罪被害者等支援に関する協定」を締結しました。(3/26)

まちの出来事はホームページの「フォトクリップ」コーナーでもご紹介しています。

国民年金についてのお知らせ

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、ご相談ください。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

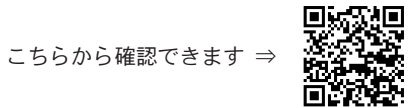
出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。出産予定日の6か月前から手続きができますので、お早めに手続きをお願いします。

会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者（または第3号被保険者）への手続きが必要です、お早めに手続きをお願いします。

マイナポータルを利用した国民年金の加入手続き・保険料免除申請等の電子申請について

マイナポータルを利用した国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、国民年金免除・納付猶予、学生納付特例および産前産後免除の電子申請ができます。詳細は、日本年金機構のホームページをご覧ください。



お問合せ

福祉課国保医療年金係 ☎ 68-7004（課直通）
留萌年金事務所国民年金課 ☎ 0164-43-7212
（自動音声案内 2番→2番）

5月1日にスポーツ施設・資料館がオープン

春になり、町内のスポーツ施設や資料館がオープンしますので、ぜひご利用ください！

パークゴルフ場 (桜・池コース) スポーツ公園 南町運動広場	5月1日(木)オープン ※パークゴルフ場は残雪の状況で 延期場合があります。
羽幌町 郷土資料館	開館期間 5月1日～10月31日 開館時間 10時00分～16時00分 休館日 毎週月曜日 (月曜日が祝日の場合は火曜日) 入館料 一般 220円 (高校生以下無料) 8千万年の化石類や開拓の歴史、当時の 生活の様子、炭鉱の歴史資料等も展示して います。
焼尻郷土館 (旧小納家)	開館期間 5月1日～9月30日 開館時間 9時00分～16時00分 休館日 なし 入館料 一般 330円 (高校生以下無料) 和・洋複合建築の珍しい建物です。 昭和54年に北海道指定有形文化財に指定 されています。

お問合せ

- パークゴルフ場、スポーツ公園、南町運動広場に関すること
総合体育館内 社会教育課体育振興係 ☎ 62-6030
- 羽幌町郷土資料館、焼尻郷土館に関すること
中央公民館内 社会教育課社会教育係 ☎ 62-1178

3月の交通事故・消防に関するお知らせ

羽幌警察署並びに消防署から3月における各件数などのお知らせです。

交通事故情報

区分	当月	(1月からの累計)
発 生 件 数	1件	(3件)
死 者	0人	(0人)
負 傷 者	2人	(4人)

消防情報

区分	当月	(1月からの累計)
救急出動件数	32件	(102件)
搬 送 人 員	31人	(97人)
火 災 件 数	0件	(0件)
損 害 額	0円	(0円)
死 者	0人	(0人)
負 傷 者	0人	(0人)

融雪期の災害に注意しましょう

日増しに暖かくなってきましたが、山間部や川の上流部にはまだ多くの雪が残っています。4月は気温の上昇や降雨によって雪どけが急速に進むため、河川では増水や氾濫、山間部ではなだれや土砂災害が起こりやすい時期です。最新の防災気象情報を確認し、増水した河川や雪の多い急な斜面には近づかないことを心掛けて、融雪期の災害から身を守りましょう。

お問合せ 旭川地方気象台 ☎ 0166-32-7102

～自転車には防犯登録とツーロックを～

例年、雪解けを迎えると、自転車利用が増えるとともに自転車の盗難被害が増加します。

- 自転車に乗るときは
- ・わずかな時間の駐輪でもツーロック！
- ・必ず防犯登録を！



羽幌警察署 ☎ 62-1110 北大通交番 ☎ 62-1569

information
情報プラザ

新年度が始まり約2週間が経ちましたが、転勤や就職などでの引っ越しも一段落したところでしょうか。情報プラザでは、くらしに役立つ情報やイベント情報などを掲載していますのでご覧ください。

お知らせ

水質検査計画および検査結果について

水道事業では水道利用者みなさまに対して、水質検査計画および検査結果の情報を提供しています。町ホームページ、役場および両島支所で閲覧できます。

情報提供事業 羽幌町上水道事業
羽幌町天売簡易水道事業
羽幌町焼尻簡易水道事業
閲覧場所 上下水道課・天売支所・焼尻支所
町ホームページ
こちらから閲覧できます ⇒



お問合せ 上下水道課管理係 ☎ 68-7006（課直通）

新たな人口ビジョン・創生総合戦略を策定しました！

羽幌町では、人口減少対策や地域活性化の取組を切れ目なく推進するため、「第2期羽幌町人口ビジョン」、「第3期羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

詳しくは町ホームページをご確認ください。

こちらから確認できます ⇒



お問合せ デジタル推進課デジタル推進係 ☎ 68-7040（課直通）

「きらりコンポスト」の配布中止について

春に実施している「きらりコンポスト」の配布について、町民のみなさまに配布する量を確保することができないため中止します。みなさまには何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

お問合せ 町民課環境衛生係 ☎ 68-7003（課直通）

『山』は、『遭難』と『ヒグマ』に注意を！！

山菜取りをするなら

- ・帰宅時間を伝える
- ・携帯電話を持つ
- ・目立つ服装
- ・笛などを持つ など

準備をして、無理をしないで楽しみましょう。



春は、ヒグマが冬眠から目を覚まして活動が活発になりますので、十分に注意をして下さい。

ラジオや熊鈴で、熊に存在をアピール！！



羽幌警察署 ☎ 62-1110 北大通交番 ☎ 62-1569

学校給食調理員（羽幌町会計年度任用職員）の募集

次のとおり募集しますので、希望される方はご応募ください。

募集人員	2名
勤務場所	羽幌町学校給食センター （羽幌町南5条5丁目）
業務内容	学校給食の調理（清掃業務含む）
勤務時間	月～金曜日（8時30分～16時45分） ※ 半日勤務は要相談
休日	学校の休業期間（土日祝日、学年末休業等）
資格要件	通勤可能な方
任用期間	任用決定日～令和8年3月31日
報酬	時給1,127円～（ほか期末勤勉手当支給有）
福利厚生	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、 労働災害保険加入
応募方法	市販の履歴書（顔写真を貼付したもの）に必要 事項を記入のうえ、下記へご応募ください （郵送可）
選考方法	一次選考：履歴書による書類選考 二次選考：面接（後日通知します）

応募先・お問合せ
〒078-4105 羽幌町南5条5丁目
羽幌町学校給食センター ☎ 62-1667

バラボランティアの参加者募集

活動内容は、枝の剪定作業、バラの花摘み、除草作業など、はばろバラ園内のバラのお世話を行うことです。また、年に一度、他市町村のガーデン施設へ見学に行っています。

都合の良い日だけの参加でOK！シーズン途中からの加入も大歓迎です。

雑談を楽しみながら和気あいあいと活動していますので、興味のある方は気軽にご連絡ください。

活動期間 4月～10月の毎週水曜日
10時00分～12時00分を予定

お問合せ 商工観光課観光振興係 ☎ 68-7007（課直通）



募集



調理師試験受験者の募集

令和7年度の調理師試験が次のとおり実施されます。受験を希望される方はご応募ください。なお、試験会場や申し込み方法などの詳細はお問合せください。

試験日	8月28日（木） 13時30分～16時00分
試験地	旭川市
受験資格	学校教育法第57条（高等学校入学資格）に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して提供する施設または、飲食店営業、魚介類販売業もしくはそうざい製造業などに該当する営業において、令和7年5月16日までに2年以上調理の業務に従事した者
試験方法	食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学および調理理論についての筆記試験
申込期間	5月7日（水）～ 5月16日（金） ※消印有効
手数料	6,900円分の北海道収入証紙を受験願書に貼付

受験願書の配布およびお問合せ
留萌保健所企画総務課企画係 ☎ 0164-42-8326

北海道版歯科衛生士バンク登録者募集

北海道では、北海道版歯科衛生士バンク事業を行っており登録者を募集しています。

ご登録いただくと、道が行う歯科に関する研修会やイベント等をはじめ、市町村の歯科保健事業に関する歯科衛生士の求人情報等をメール等で配信します。ぜひ多くの方のご登録をお願いします。

登録フォームはこちら⇒



対象 道内に居住する歯科衛生士の資格を持つ方
登録費用 無料
お問合せ 北海道保健福祉部健康安全局地域保健課
☎ 011-204-5257

『性暴力』を、なくそう

近年、SNSの普及に伴って、性暴力の被害が多発しています。

一人で抱え込まずに、すぐに家族や警察に相談をしてください！

羽幌警察署 ☎ 62-1110
北大通交番 ☎ 62-1569



消防署からのお知らせ

～ 春の全道火災予防運動(4月20日～30日) ～

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする被災者の発生を減少させるとともに財産の損失を防ぐことを目指します。

統一標語 「守りたい 未来があるから 火の用心」

地震火災を防ぐ15のポイント

■ 事前の対策

- ① 住まいの耐震性を確保する。
- ② 家具等の転倒防止対策(固定)を行う。
- ③ 感電ブレーカーを設置する。
- ④ ストープ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かない。
- ⑤ 住宅用消火器等を設置し、使用方法について確認する。
- ⑥ 住宅用火災警報器(連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器)を設置する。
- ⑦ 地震直後の行動(⑧～⑩)について平時から玄関等に表示し、避難時に確認できるようにする。

■ 地震直後の行動

- ⑧ 停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く。
- ⑨ 石油ストープやファンヒーターからの油漏れの有無を確認する。
- ⑩ 避難するときはブレーカーを落とす。

■ 地震からしばらくして（電気やガスの復旧、避難からもどったら）

- ⑪ ガス機器、電化製品及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認する。
- ⑫ 再通電後は、しばらく電化製品に異常(煙、におい)がないか注意を払う。

■ その他日頃からの対策

- ⑬ 自分の地域での地震火災による影響を把握する。
- ⑭ 消防団や自主防災組織等へ参加する。
- ⑮ 地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図る。

住宅防火 ～ いのちを守る10のポイント ～

4つの習慣

- ① 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ② ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③ こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④ コンセントはほこりを清掃し、不必要な電源プラグは抜く。

6つの対策

- ① 火災の発生を防ぐために、ストープやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ② 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③ 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防災品を使用する。
- ④ 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤ お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥ 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

エアゾール製品(カセットボンベ等)の適切な処分について

エアゾール製品等をごみとして出す際には、

- ① 製品を最後まで使いきる。
- ② 缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する。
- ③ ガス抜きキャップがある製品は、火気のない風通しのよい屋外で充填物を出しきる。

といった適切な取扱いが必要です。

※ ごみ出しは羽幌町が指定している方法で行ってください

お問合せ 北留萌消防組合消防署予防課 ☎ 62-1246



北海道立羽幌病院からののお知らせ【令和7年5月分外来診療体制】

総合診療医

総合診療医による診療			月		火		水		木		金		診療日
診療科	医師	予約	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	
内科	担当医	要	●		●		●		●		●		毎日
	当番医	不要	●		●	●	●		●	●	●		毎日
外科	当番医	不要				●				●			毎週火・木曜日
整形外科	担当医	要	●		●		●		●		●		毎日(処置・注射のない方)
	当番医	不要				●				●			毎週火・木曜日
＊ 急なケガなどの緊急の場合は上記診療日以外でもご相談ください													

専門外来

専門診療（出張医師等）			月		火		水		木		金		診療日
診療科	医師	予約	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	
消化器内科	佐々尾医師	要							●				8日・22日
呼吸器内科	重原医師	要											当面の間、休診となります。 現在予約のある方は常勤医が代診します。
循環器内科	高橋医師	要					●						28日
総合診療科	木村医師	推奨							●				29日
フレイル外来	佐々尾医師	要		●									毎週月曜日
整形外科	穴口医師	推奨					●						7日・14日・28日
									●				1日・8日・15日・29日
	覺田医師	推奨										●	16日・30日
	八島医師	推奨									●		2日・9日・16日・23日・30日
	引野医師	推奨	●										12日
小児科	渡部医師	要				●							13日・27日
	高橋医師	不要	●		●		●	●	●	●	●		井上医師診療日以外
	井上医師	不要	●	●									12日・26日
眼科	旭川医大医師	要			●								毎週火曜日
婦人科	金野医師	不要			●	●							毎週火曜日
耳鼻咽喉科	札幌医大医師	要					●						奇数週水曜日
泌尿器科	札幌医大医師	推奨							●				毎週木曜日
皮膚科	札幌医大医師	不要									●		毎週金曜日

＊ 受付時間

午前：8時00分～11時00分（泌尿器科のみ10時30分まで）
午後：13時30分～15時00分
（小児科 高橋医師のみ15時00分～16時00分）

＊ 人間ドック・健診等

検査内容等に応じて曜日が異なります。
ご希望の方はお気軽に病院までお問い合わせください。
電話受付時間：13時00分～17時00分

病院の診療に関する最新の情報は、病院ホームページや公式SNSで案内しています。ぜひフォローをお願いします。



LINE



Instagram



Facebook



病院ホームページ

☎お問い合わせ 北海道立羽幌病院 ☎ 62-6060



5月の年金相談

年金加入状況の確認、納付書や基礎年金番号通知書再交付申請手続きなど年金に係る相談を受け付けています。

相談には予約が必要です

希望される方は、相談日の一週間前までにご予約ください。（定員になり次第、締め切る場合があります）

日 時 5月15日(木) 10時00分～16時00分
※ 12時00分～13時00分を除く
会 場 中央公民館

予約・お問合せ

日本年金機構留萌年金事務所 ☎ 0164-43-7211
自動音声案内(①→②)

健康



5月の保健・子育てカレンダー

町内の保健事業や子育て教室の日程です。

日程	事業	受付・実施時間	会場
8日(木)	乳幼児健診＊	12時30分 ～	健康センター
14日(水)	野いちごくらぶ ★	10時30分 ～	焼尻 高齢者支援センター
18日(日)	レディース健診＊	7時45分 ～	健康センター
19日(月)	レディース健診＊	7時45分 ～	健康センター
27日(火)	乳幼児相談＊ 5歳児健診	13時00分 ～	健康センター
28日(水)	あそびの広場 ★	10時30分 ～	焼尻 高齢者支援センター
毎週 火・金	うさこちゃん 遊びの広場 ★	9時30分 ～	健康センター
毎週水	すくすく★	9時30分 ～	健康センター
毎週木	あいあいサークル★	9時30分 ～	健康センター

お問合せ すこやか健康センター内

★子育て支援センター ☎ 62-1656

＊健康支援課保健係 ☎ 62-6020

「ごごうさ」開放中です！ （13時00分 ～ 16時00分）

小学校入学前のお子さんと保護者を対象に、すこやか健康センター内で保育士を常駐させて遊び場を開放しています。育児相談なども随時行っていますので、ぜひご利用ください。

＜お知らせ＞

「ごごうさに行きたいけど、小学生の兄弟がいるから行けない！」という方、乳幼児の弟妹が利用している場合は、一緒に小学生も入室可能です。

※ただし、保護者の同伴が必要です

相談



こころの健康相談のご案内

留萌保健所では、毎月定例的に精神相談・思春期相談等を開設しています。今年度の日程は次のとおりです。

こころの問題でお悩みの方やご家族の方、支援に困っている関係者の方は、お気軽にご相談ください。相談料は無料です。秘密は厳守します。

開設日	時間	相談内容
5月20日(火)	14時00分～16時00分	思春期相談
6月6日(金)	13時00分～15時00分	精神相談
7月15日(火)	14時00分～16時00分	思春期相談
8月1日(金)	13時00分～15時00分	精神相談
9月18日(木)	13時00分～15時00分	アルコール相談
10月24日(金)	10時00分～12時00分	思春期相談
11月7日(金)	13時00分～15時00分	精神相談

※ 要事前予約

※ 申込み順のため、希望日に予約できない場合があります

場 所 留萌保健所(留萌市)

担 当 ○ 精神相談

社会医療法人博友会 平岸病院
院長 高橋 伸幸 氏

○ 思春期相談

公認心理士・臨床心理士
河原 由紀 氏

公認心理士・臨床心理士
かうんせりんぐるうむかかし(千歳市)

河岸 由里子 氏

○ アルコール相談

留萌保健所保健師、AA◆メンバーの方
◆ 飲酒問題から開放されたいと願う方の集まり

予約・お問合せ

留萌保健所健康推進課健康支援係 ☎ 0164-42-8327



5月の行政相談

行政に関することわからないことがあれば、お気軽にご相談ください。相談内容の秘密は厳守されます。

日 時 5月14日(水) 13時00分～15時00分

会 場 役場1階 記者室

お問合せ 町民課総合受付係 ☎ 68-7003 (課直通)

人のうごき

令和7年3月中の掲載希望届分

おくやみ

入江 文さん	89歳	朝日
中尾 キミ子さん	95歳	寿町
内山 誠さん	88歳	北町
秋山 俊一さん	86歳	南町
熊谷 光子さん	99歳	港町
榊原 幸吉さん	83歳	南大通 6

戸籍の届出について

戸籍の届出は休日でも対応しています。休日にお越しの際には連絡事項等がございますので、事前に町民課総合受付係までお電話ください。(☎ 68-7003)

人口と世帯数 (3月末)

人 口	5,857 人	(- 77)
男	2,842 人	(- 35)
女	3,015 人	(- 42)
世帯数	3,298 世帯	(- 20)
	() は前月比	

羽幌町の情報をSNSで発信中！

町ではまちの魅力やイベント情報などをSNSを活用して発信しています。ぜひ、ご覧ください。

羽幌町公式Instagram
はこちら



「活用ソーシャルメディア一覧」
はこちら (町ホームページ)



Dr. 佐々尾の健康カルテ

今回は健康の話はせずに、病院の新しい広報についてお伝えします。3月に羽幌病院の公式LINEアカウントができました。何事もデジタルの時代、羽幌町でも昨年公式のLINEアカウントができ、メッセージ配信による情報発信、ゴミ収集日をはじめとした暮らしの情報をとりに行くこともでき便利です。羽幌病院ではFacebookやInstagramといったSNSを用いた情報発信を行っていますが、病院の日常やイベント、病院の取り組みをお知らせしているものです。近年はこのようなツールで投稿を見ていただくことが採用につながることもありますので、住民の皆さんはもちろんですが、それ以外の方にも幅広く届いていただくことを目指しています。病院の一方的な配信ですので、必要な情報が得られにくいデメリットもあります。今回のLINE公式アカウントでは、チャットボットという自動応答の仕組みを用いて、利用者が得たい情報を閲覧できるような仕組みにしています。

このアカウントでは、病院へ問い合わせの多い項目を中心に自動応答がされるようになっており、特に多い問い合わせである「診療予約」や「予約変更」の希望をお知らせいただくことができます。いただいたメッセージを確認し、病院側で予約して、予約結果をご連絡します。北海道庁の決まりで、LINE上で個別にメッセージを送ることは原則できませんので、病院から電話による返答となります。そのため、この機能を活用するためには、一度受診したことがある方で、LINE公式アカウント上で診察券に記載された登録番号をお送りいただくことになります(他の方は閲覧できないため安心してご利用ください)。

登録してメッセージが来ることを嫌う方も一定数いらっしゃいますので、基本的にはこちらからメッセージ配信を行う予定はありません。こんなことができた！と思われる部分もあるかもしれませんが、予算がないので無料で作成・運営しているのでご容赦ください。それでも、少しでも羽幌病院をご利用の皆さんに活用いただけたらと思いますので、ぜひLINEアプリのある方は登録してください。他のSNSも引き続きフォローをよろしくお願いいたします。



道立病院公式LINE



道立病院公式
Instagram



道立病院公式
Facebook

(北海道立羽幌病院 副院長 佐々尾 航 医師)

